

第3章 工事施行に係る手續

1 工事着手の届出

(1) 工事現場における許可の表示（細則第9条）

工事施行者は、工事着手前に、その工事が法に基づく許可等を受けたものであることを示す標識を、工事現場の外から見やすい場所に表示し、工事が完了するまで掲出してください。また、標識に記載した事項を変更した場合は、速やかにその標識を訂正してください。

(2) 着手届の提出（細則第8条）

造成主は、工事着手前に、工事の現場管理者を定め、次の書類を添付して「宅地造成に関する工事の着手届」を提出してください。

ア 現場に表示した標識の写真

イ 工事工程表

2 中間検査

(1) 現場検査（細則第9条の2第1項、第2項）

横浜市では、工事の施行状況を確認するため、工事中の立会検査（以下「中間検査」といいます。）を実施しています。

中間検査を受けずに工事を進捗した場合、検査済証を交付できないことがありますので、許可時に指定された工程に工事が達する前に担当窓口へ連絡し、中間検査を受けてください。また、中間検査に際して、工事施行者はあらかじめ自主検査を実施し、中間検査の際に自主検査の報告を行ってください。

(2) 工程報告等（細則第9条の2第3項）

工事施行者は、指定された工程に達したときは、その都度、工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備し、保管してください。

3 工事の変更等（法第12条）

【法律】

（変更の許可等）

第十二条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第八条第一項本文の許可を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第八条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条の規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第八条第一項本文の許可の内容とみなす。

【省令】

（変更の許可の申請）

第二十五条 法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の正本及び副本に、第四条の表に掲げる図面のうち宅地造成に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 変更に係る事項

二 変更の理由

三 宅地造成に関する工事の許可番号

（軽微な変更）

第二十六条 法第十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 造成主、設計者又は工事施行者の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

第2編 宅地造成に関する工事の手續

(1) 変更の許可（法第12条第1項、細則第11条）

造成主は、許可等を受けた後に許可等の内容を変更して宅地造成に関する工事を行う場合は、当該変更部分の工事する前に変更の許可を受けなければなりません。ただし、工事の安全確保と円滑な施行を図るための市長との協議を行った場合は、当該変更部分についての協議の成立をもって、変更に係る部分の工事を着手してもよいこととします（最終的に変更許可が必要になります。）。

変更許可を受ける場合は、「宅地造成に関する工事の変更許可申請書」（正副各1部用意し、副本の表紙は「宅地造成に関する工事の変更許可通知書」としてください。）に造成計画平面図の新旧対照図面及び「第2章3 許可申請に必要な図書」のうち変更する図面を添付し、申請をしてください。

なお、許可を取得した宅地造成に関する工事の廃止（細則第5条）は、未着手の場合に限りますが、変更許可によって工事を完了させることが困難な場合は、防災上の措置を行った上で工事を廃止できるものとしてします。この場合は、事前に担当窓口にご相談してください。

(2) 軽微な変更の届出（法第12条第2項、規則第26条、細則第13条）

次に掲げる軽微な変更については、造成主は、変更の許可を受ける必要はありませんが、遅滞なく、「宅地造成に関する工事の変更届出書」を提出しなければなりません。

ア 造成主、設計者又は工事施行者の変更

イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

なお、造成主及び設計者の変更については、許可時の造成主及び設計者の承諾を証する書面を添付してください。

(3) 変更の協議の申出（法第12条第3項、細則第14条）

法第11条の規定により市長と協議を行った宅地造成に関する工事を変更する場合は、造成主は、「宅地造成に関する工事の変更協議申出書」（正副各1部用意し、副本の表紙は「宅地造成に関する工事の変更同意通知書」としてください。）に、造成計画平面図の新旧対照図面及び「第2章2 許可申請に必要な図書」のうち変更する図面を添付し、協議を申し出てください。

4 工事完了の検査（法第13条）

【法律】

（工事完了の検査）

第十三条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了した場合には、国土交通省令で定めるところにより、その工事が第九条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していると認めた場合には、国土交通省令で定める様式の検査済証を第八条第一項本文の許可を受けた者に交付しなければならない。

【省令】

（工事完了の検査の申請）

第二十七条 法第十三条第一項の検査を受けようとする者は、別記様式第三の工事完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（検査済証の様式）

第二十八条 法第十三条第二項の様式は、別記様式第四とする。

(1) 完了検査申請（法第13条第1項、規則第27条）

工事が完了しても、工事完了の検査を受け市長から検査済証が交付された後でなければ、宅地は使用できません。（法第14条第3項）

造成主は、工事が完了（宅地造成に関する工事とこれに関連して行われる擁壁又は排水施設の設置等の工事が設計に従って出来上がっており、かつ、工事用の資材・重機が搬出された状態をいいます。）した場合は、次の書類を添付して「宅地造成に関する工事の完了検査申請書」を提出し、工事完了検査を受けてください。

なお、土地区画整理事業等、申請された宅地の面積が相当規模であって、分割した工区各々で造成計画及び排水計画が完結し、他の工区の宅地造成に関する工事に支障を及ぼさない場合は、工区ごとに検査済証を交付することができます。そのような計画の場合は、事前に建築局宅地審査課(市街化区域)又は調整区域課(市街化調整区域)に相談した上で、「宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書」を提出してください。

【完了検査申請書の添付図面】

- ア 位置図
- イ 造成計画平面図
- ウ 「宅地造成に関する工事の報告書」(別途提出可)

(2) 検査済証の交付(法第13条第2項、規則第28条、細則第10条)

工事完了検査の結果、法第9条の技術的基準に適合していることが確かめられた場合は、市長が「宅地造成に関する工事の検査済証」を交付します。

なお、検査済証の交付手続きには、事前に以下の書類が必要です。工事完了検査が終わり次第、速やかに提出してください。

必要図面等	
1	最新公図写 (1部) 区域を赤線で明示 転写した場合はその日付及び転写した者の氏名を記入し押印
2	地番一覧表 (1部) (5筆以上の場合に提出) 開発区域に含まれる土地の地番を数字の若い順に列挙 区域内に筆の一部が含まれる場合は、「○番の一部」と記載
3	造成計画平面図 (1部) 切土は黄色、盛土は赤色に着色 区域を赤線で明示
4	位置図 (1部) 区域を赤線で明示